第

6719

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年

7月

8日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 会社が負担する PCR 検査費用や室内消毒費用

◇:会社が社員に新型コロナの感染対策と して行うPCR検査費用や在宅勤務をする際の 室内消毒費用などは、どのように取り扱われ ますか?

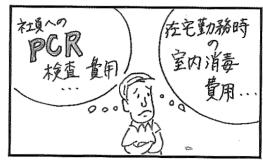
A:次のように取り扱われます。

【解説】

会社が社員に対して、業務のために通常必 要な費用(例えば、会社の業務命令により受け たPCR検査費用や、テレワークに関連して業務 スペースを消毒する必要がある場合の費用な ど)について、その費用を精算する方法(社員 からその費用に係る領収証等の提出を受けて、 その費用を精算する方法)により、会社が社員 に対して支給する一定の金銭については、社 員に対する給与として課税されません(会社 が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場 合も同様です)。

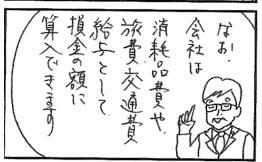
ただし、業務のために通常必要な費用以外 の費用(例えば、社員が自己の判断により受け たPCR検査費用や、社員が自己の判断により支 出した消毒費用など)や、予め支給した金銭に ついて業務のために通常必要な費用として使 用しなかった場合でもその金銭を会社に返還 する必要がないものは、社員に対する給与と して課税対象となります。

なお、会社においては、原則として、これ らの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与と して損金の額に算入できることとなります。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】